

事務連絡
平成30年6月20日

公益社団法人日本産科婦人科学会
理事長 藤井 知行 殿

内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付
重要課題達成担当参事官（人・くらし担当）

ヒト受精卵（胚）を利用した研究の実施状況について（照会）

平成30年2月16日付「ヒト受精卵（胚）を利用した研究の実施状況について（照会）」（府政科技第101号）の照会に対する貴学会からの回答（平成30年2月28日付）については、平成30年5月14日 第108回生命倫理専門調査会（第7回「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース合同開催）において当該調査会専門委員等から下記の質問がなされたので、すみやかに回答をお願い致します。

記

照会事項：

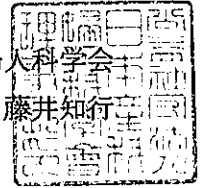
- （1）「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解（会告）」（昭和60年3月発表）に基づき登録された各研究（以下「会告に基づく研究」という。）に用いられた「受精卵（胚）の数」
- （2）「会告に基づく研究」における、「受精卵（胚）提供者の数」及び「各提供者から提供された受精卵（胚）の数」
- （3）「会告に基づく研究」のうち、受精卵（胚）を用いる各研究の「内容と実施状況」

内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付
重要課題達成担当参事官（人・くらし担当）付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1丁目6番1号
TEL: 03-5253-2111（内線:36243）/ FAX: 03-3581-9969
E-mail : ethics-csti@cao.go.jp

平成 30 年 7 月 6 日

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付
重要課題達成担当参事官（人・くらし担当） 殿

公益社団法人 日本産科婦人科学会
理事長 藤井知行



ヒト受精卵（胚）を利用した研究の実施状況に関する照会への回答

6 月 20 日付けで貴職より照会がありました件につき下記のとおり回答致します。ご高配の程、宜しく願い申し上げます。

記

日本産科婦人科学会（以下、本会）の「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解（以下、本見解）では、研究に関して年次報告を義務付けていますが、その際に用いられた受精卵数および研究への提供者数、各提供者からの提供数については、報告を求めておりません。

従って、照会事項 1 の見解に基づいて登録された各研究に用いられた「受精卵（胚）の数」、ならびに照会事項 2 の「受精卵（胚）提供者の数」及び「各提供者から提供された受精卵（胚）の数」については、報告されておきませんので、残念ながら本会では把握しておりません。もし、今後、本件について必要な調査を行う場合には、十分な時間が必要となりますことを併せて申し添えます。

また、照会事項 3 の「会告に基づく研究のうち受精卵（胚）を用いる各研究の内容と実施状況」についてですが、その研究が継続中か終了済みかの調査は本会への終了届提出の有無により可能かと思えます。一方、研究の内容については、申請書および年次報告等から推定することとなりますので、回答することは可能であっても、正確さに欠ける面がございます。

以上